

# 市条例で定める子ども・子育て 支援新制度に関する各基準（案）

平成 26 年 7 月 16 日  
竹原市

# 目 次

<b>1</b>	<b>家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）</b> . . . . .	<b>1</b>
(1)	家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	2
(2)	小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	3
	小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	4
	小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	5
(3)	居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	6
(4)	事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準（案） . . . . .	7
<b>2</b>	<b>特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準（案）</b> . . . . .	<b>9</b>
<b>3</b>	<b>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）</b> . . . . .	<b>13</b>

# 1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

地域型保育事業は、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

## 【地域型保育事業】

類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。 家庭的な雰囲気の中で保育を実施。
(2) 小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 ◆A型：保育所分園に近い類型 ◆B型：AとCの中間的な類型 ◆C型：家庭的保育に近い類型
(3) 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。
(4) 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものが行う際には、市町村の「認可」を受けする必要があります。この認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	◆職員の資格、員数 ◆乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

※「保育室及びその面積（面積基準）」については、地域の実情に応じて、公的なスペース等の活用を図るため、保育所等とは異なり「参酌すべき基準」とされています。

以下、各事業の認可基準に関する、国基準（関係政省令）と本市基準（案）となります。  
国基準（関係政省令）を変更する箇所は、下線の部分となります。

(1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		国の基準どおり。
職員数	3 : 1 （家庭的保育補助者を置く場合5 : 2）		国の基準どおり。
設備・面積	保育室等	保育を行う専用の部屋 1人3.3㎡ （部屋自体は9.9㎡以上が必要）	国の基準どおり。
	屋外遊戯場	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可 2歳以上児1人3.3㎡	国の基準どおり。
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国の基準どおり。
	設備	調理設備	国の基準どおり。
	職員	調理員 （保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的保育補助者で対応可） ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	国の基準どおり。
耐火基準	火災報知器・消火器の設置 消火訓練・避難訓練の定期的実施		国の基準どおり。
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ◆集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ◆必要に応じた代替保育の提供 ◆保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり		国の基準どおり。 ※5年間の経過措置あり

(2)ーA 小規模保育事業（A型）の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	保育士 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。		国の基準どおり。
職員数	0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳以上児 30：1 +1名		国の基準どおり。
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人1.98㎡	国の基準どおり。
	屋外遊技場	2歳以上児 1人3.3㎡ ※付近の代替地で可	国の基準どおり。
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国の基準どおり。
	設備	調理設備	国の基準どおり。
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	国の基準どおり。
耐火基準	認可保育所に準じた上乗せ規制		国の基準どおり。
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ◆集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ◆必要に応じた代替保育の提供 ◆保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり		国の基準どおり。 ※5年間の経過措置あり

※職員数の項目で3歳以上児の職員配置基準は、保育体制の整備状況、その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳児以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2)ーB 小規模保育事業（B型）の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	保育士 1 / 2 以上 （保育士以外は研修を修了した者） ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる。		国の基準どおり。
職員数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳以上児 30 : 1 +1 名		国の基準どおり。
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m <sup>2</sup>	国の基準どおり。
	屋外遊技場	2 歳以上児 1 人 3.3 m <sup>2</sup> ※付近の代替地で可	国の基準どおり。
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国の基準どおり。
	設備	調理設備	国の基準どおり。
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	国の基準どおり。
耐火基準	認可保育所に準じた上乗せ規制		国の基準どおり。
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ◆集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ◆必要に応じた代替保育の提供 ◆保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5 年間の経過措置あり		国の基準どおり。 ※5 年間の経過措置あり

※職員数の項目で 3 歳以上児の職員配置基準は、保育体制の整備状況、その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満 3 歳児以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

(2)ーC 小規模保育事業（C型）の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	家庭的保育者（＋家庭的保育補助者）		国の基準どおり。
職員数	3：1 （家庭的保育補助者を置く場合5：2）		国の基準どおり。
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室 1人 3.3 m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1人 1.98 m <sup>2</sup>	国の基準どおり。
	屋外遊技場	2歳以上児 1人 3.3 m <sup>2</sup> ※付近の代替地で可	国の基準どおり。
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国の基準どおり。
	設備	調理設備	国の基準どおり。
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	国の基準どおり。
耐火基準	認可保育所に準じた上乗せ規制		国の基準どおり。
連携施設	次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。 ◆集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援 ◆必要に応じた代替保育の提供 ◆保護者の希望に基づき、卒園児童の連携施設における受け入れ ※5年間の経過措置あり		国の基準どおり。 ※5年間の経過措置あり

(3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案	本市基準案
提供する 保育	<p>次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>②教育・保育施設、地域型保育事業者が利用定員の減少・確認の辞退をする際の、便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>③児童福祉法第24条第5項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p> <p>⑤離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の地域型保育事業の確保が困難であると市が認めるものにおいて行う保育</p>	<p>国の基準どおり。</p>
保育従事者	<p>家庭的保育者</p>	<p>国の基準どおり。</p>
職員数	<p>1 : 1</p>	<p>国の基準どおり。</p>
連携施設	<p>連携施設の設定は一律には求めない</p> <p>※上記「提供する保育①」に該当する場合には、障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>国の基準どおり。</p>



## (4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準（案）

項目	国基準案		本市基準案
保育従事者	【定員 20 名以上】保育士 【定員 19 名以下】保育士 1 / 2 以上（保育士以外は研修を修了したもの） ※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことができる		国の基準どおり。
職員数	【定員 20 名以上】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳以上児 30 : 1 【定員 19 名以下】 0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳以上児 30 : 1 + 1 名		国の基準どおり。
設備・面積	保育室等	【定員 20 名以上】 乳児室 1 人 1.65 m <sup>2</sup> ほふく室 1 人 3.3 m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m <sup>2</sup> 【定員 19 名以下】 乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m <sup>2</sup>	【定員 20 名以上】 乳児室 1 人 3.3 m <sup>2</sup> ほふく室 1 人 3.3 m <sup>2</sup> 保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m <sup>2</sup> 【定員 19 名以下】 国の基準どおり。
	屋外遊技場	2 歳以上児 1 人 3.3 m <sup>2</sup> ※付近の代替地で可	国の基準どおり。
給食	給食	自園調理（連携施設又は同一・関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等からの搬入が可能）	国の基準どおり。
	設備	定員 20 名以上】 調理室 【定員 19 名以下】 調理設備	国の基準どおり。
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	国の基準どおり。
耐火基準	認可保育所に準じた上乘せ規制		国の基準どおり。

連携施設	<p>【定員 20 名以上】 連携施設を確保しないことができる。</p> <p>【定員 19 名以下】 次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（連携施設）を適切に確保しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆集団保育の機会の設定・相談・助言その他の保育の内容に関する支援</li> <li>◆必要に応じた代替保育の提供</li> <li>◆保護者の希望に基づく、卒園児童の連携施設における受け入れ</li> </ul> <p>※5年間の経過措置あり</p>	国の基準どおり。
地域枠の子どもの受け入れ	以下の表 1 の「地域枠の定員」以上の定員枠を設けなくてはならない。	国の基準どおり。

※職員数の項目で3歳以上児の職員配置基準は、保育体制の整備状況、その他の地域の実情を勘案して保育が必要と認められる満3歳児以上の児童（特例地域型保育給付の対象）の場合

【表 1】

定員区分	地域枠の定員
1名～5名	1名
6名～7名	2名
8名～10名	3名
11名～15名	4名
16名～20名	5名
21名～25名	6名
26名～30名	7名
31名～40名	10名
41名～50名	12名
51名～60名	15名
61名～70名	20名
71名～	20名

【事業所内保育事業の乳児室の基準面積を変更する理由】

国基準は、国の認可保育所認可基準と同様であるため、乳児室 1.65 m<sup>2</sup>となる。しかし、市内の認可保育所の水準と整合性をとる観点から、それよりも高い広島県の認可保育所認可基準と合わせた基準とする。

## 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

市町村は、「施設型給付」「地域型保育給付」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うこととなります。

「確認」を受ける施設・事業者の要件は、以下の2点になります。

- (1) 「認可」を受けること。
- (2) 市町村が定める運営に関する基準を満たすこと。

(2)の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	◆小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持に関連するもの ◆小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外

以下、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する、国基準（関係政省令）と本市基準(案)となります。

国基準（関係政省令）を変更する箇所はありません。

- ◎特定教育・保育施設の基準
- 特定地域型保育事業者の基準
- 両方の施設の基準

項目		国基準案	本市基準案
利用開始に伴う基準	利用定員	◎認定こども園及び保育所の利用定員は20人以上とする。 ◎特定教育・保育施設は施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号認定）ごとの利用定員を定める。 ○家庭的保育事業 1人以上5人以下 ○小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型 6人以上19人以下 ○小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ○居宅訪問型保育事業 1人	国の基準どおり。
	内容及び手続きの説明、同意	●施設・事業者は、適切な教育・保育を提供するため、提供の開始に当たって、あらかじめ、保護者に対して事前説明を行った上で、同意を得る。	国の基準どおり。
	正当な理由のない提供拒否の禁止	●施設・事業者は、利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければ拒んではならない。 ●施設・事業者は、教育・保育の提供が困難である場合は、適切な特定教育・保育施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	国の基準どおり。

	定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考	<p>◎教育標準時間認定を受けた子どもの場合，①抽選，②先着順，③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法により選考する。</p> <p>◎認定こども園・保育所は，定員に空きがない場合，定員を上回る利用の申込みがあった場合は，保育の必要の程度，家庭等の状況を勘案し，保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する。</p> <p>○事業者は，定員を上回る認定子どもがいる場合，保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう，選考方法はあらかじめ保護者に明示したうえで選考する。</p>	国の基準どおり。
	あっせん，調整及び要請に対する協力	●施設・事業者は，市町村が行うあっせん及び要請にできる限り協力しなければならない	国の基準どおり。
	支給認定証の確認，支給認定申請の援助	<p>●施設・事業者は，受給資格を確認するため，利用開始に当たって，支給認定証の確認(利用期間等)を行う。</p> <p>●施設・事業者は，支給認定申請が行われていない場合には，申し込みの意思を踏まえて，速やかに適切な申請がなされるよう援助する。</p>	国の基準どおり。
運営に関する基準	小学校等との連携	●支給認定子どもについて，小学校等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するため関連機関との連携に努める。	国の基準どおり。
	教育・保育の提供の記録	●特定教育・保育の提供日，内容その他必要な事項を記録する。	国の基準どおり。
	利用者負担額等の受領	<p>●施設・事業者は保護者から，教育・保育の質の向上を図るうえで必要である対価の支払を受けることができる。</p> <p>●施設・事業者は，保護者から，その他，物品購入，行事参加費，食費等の支払いを受けることができる。</p>	国の基準どおり。
	施設型給付費等の額に係る通知等	<p>●法定代理受領により，施設給付または地域型保育給付費の支給を受けた場合，支給認定保護者に対し，施設型給付費の額を通知すること。</p> <p>●法定代理受領を行わない場合，特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付すること。</p>	国の基準どおり。

運営に関する基準	取扱い方針	<p>◎幼保連携型認定子ども園は幼保連携型認定子ども園教育・保育要領（幼保連携型認定子ども園以外の認定子ども園は幼稚園教育要領及び保育指針）、幼稚園は幼稚園教育要領に基づき適切に行うこと。</p> <p>●保育所・事業者は保育所保育指針に基づき適切に行うこと。</p> <p>●子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならない。</p>	国の基準どおり。
	評価等	<p>●施設・事業者は、提供する特定教育・保育の質の評価・改善を図ること。</p> <p>●保護者や関係者又は外部による評価を受けて、それらの結果を公表し、改善を図るよう努めること。</p>	国の基準どおり。
	運営規定	<p>●施設の運営についての重要事項に関する規程を定めること①施設・事業の目的及び運営の方針、②提供する教育・保育の内容、③職員の職種、員数及び職務の内容、④教育・保育の提供を行う日及び時間（開所時間）、提供を行わない日（休業日）、⑤利用者負担その他の費用に関する事項（実費徴収・上乘せ徴収の有無・理由・その額を含む）、⑥利用定員、⑦施設・事業の利用開始・終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む）、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他施設・事業の運営に関する重要事項</p>	国の基準どおり。
	職員体制の確保等	<p>●施設・事業者は、適切な特定教育・保育及び特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておくこと。</p> <p>●施設・事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。</p>	国の基準どおり。
	定員の遵守	<p>●利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。</p> <p>●ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p>	国の基準どおり。
	子どもの適切な処遇	<p>●施設・事業者は、以下のような事項を取る。</p> <p>①利用児童の平等扱い、②虐待等の禁止、③懲戒に係る権限の濫用防止。</p>	国の基準どおり。

運営に関する基準	秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●業務上知り得た利用者の秘密を保持する。</li> <li>●関係機関に対し子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
	苦情解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設・事業者は、利用者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じる。</li> <li>●施設・事業者は、苦情に関連して確認主体である市町村が行う指導監督等に対し、必要な協力、改善等を行う。</li> </ul>	国の基準どおり。
	地域との連携等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設・事業者は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
	事故発生の防止及び発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設・事業者は、事故の発生又はその再発を防止するための措置、市町村、子どもの家族等への連絡、処置等の記録を行わなければならない。</li> <li>●施設・事業者は、子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
	記録の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設・事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備し、完結の日から五年間保存しなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
	特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設・事業者が、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を提供する場合には、子ども・子育て支援法第46条1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</li> <li>●定められた利用定員の数を超えないものとする。</li> </ul>	国の基準どおり。

### 3 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

放課後児童健全育成事業とは、保護者が日中就労等で家庭にいない小学生に対し、授業終了後の遊びや生活の場を提供するものです。

新制度では、その対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」に変更となりました。事業実施における設備及び運営についての基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、市町村が条例で定める必要があります。

従うべき基準	◆従業者及びその員数
参酌すべき基準	上記以外

以下、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する、国基準（関係政省令）と本市基準（案）となります。国基準（関係政省令）を変更する箇所はありません。

項目	国基準案	本市基準案
従事者	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であること。</li> <li>◆職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。</li> <li>◆放課後児童支援員を置かなければならない。</li> <li>◆放課後児童支援員は、「児童の遊びを指導する者」であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。 ※経過措置あり</li> </ul>	国の基準どおり。
員数	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上配置することとし、うち1名は放課後児童支援員とし、その1名を除き、補助員をもってこれに代えることができる。</li> <li>◆放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供にあたるものでなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
支援の単位	◆支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人までとする。	国の基準どおり。
設備の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専用区画等を設けること。</li> <li>◆専用区画の面積は、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上とすること。</li> <li>◆専用区画等は専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものとする。</li> <li>◆専用区画等は、衛生、安全が確保されたものとする。</li> </ul>	国の基準どおり。

開所日数, 開所時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学校の休業日以外の日は, 1日3時間以上</li> <li>◆小学校の休業日は, 1日8時間以上</li> <li>◆年間250日以上を原則とする。</li> </ul>	国の基準どおり。
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆軽便消火器等の消化用具, 非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに, 非常災害に対する具体的な計画を立て, これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。</li> <li>◆避難及び消火に対する訓練は, 定期的にこれを行わなければならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
利用者を平等に取り扱う原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者の国籍, 信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
虐待等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入所中の児童に対し, 児童福祉法33条の10各号に掲げる行為その他該当児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
衛生管理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆感染症又は食中毒が発生し, 又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。</li> </ul>	国の基準どおり。
運営規定・帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆重要事項に関する運営規程を定めること。(事業の目的及び運営の方針, 職員の職種, 員数及び職務の内容等)</li> <li>◆職員, 財産, 収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</li> </ul>	国の基準どおり。
秘密の保持に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆職員は, 正当な理由なく, その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</li> </ul>	国の基準どおり。
苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。</li> </ul>	国の基準どおり。
保護者, 小学校等との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆常に利用者の保護者と密接な連絡を取り, 理解及び協力を得よう努めること。</li> <li>◆市, 児童福祉施設, 小学校等と連携して, 利用者の支援に当たること。</li> </ul>	国の基準どおり。
事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆利用者に対する支援により事故が発生した場合には, 速やかに, 市, 利用者の保護者等に連絡を行うとともに, 必要な措置を講じること</li> </ul>	国の基準どおり。